

NOCOPY
再複写無効

栃木県指令工第93-1号

佐野市黒袴町1111番地1
株式会社祥和コーポレーション

令和4(2022)年3月10日付けで採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づく認可の申請があった採取計画については、次のとおり認可します。

令和4(2022)年5月27日

栃木県知事 福田 富



採取場の位置	栃木市尻内町字萱落1655番 ほか159筆 (詳細は別紙のとおり)		
採取場の面積	613,481㎡	採取予定量	40,106,407 t
採取の期間	令和4(2022)年5月29日から 令和9(2027)年5月28日まで		
摘要			

(認可条件)

- 1 岩石の採取に当たっては、採石法その他の法令の規定はもとより、認可を受けた採取計画に定める事項を遵守すること。
- 2 岩石の採取に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図り、地域に配慮した円滑な施行に努めること。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁定の申請をすることができなくなります。)。この場合、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第50条の規定により、公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。